《重要事項説明書》

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事 業 所 名	訪問看護ステーション こころサポート光が丘
所 在 地	東京都練馬区土支田 1-34-22 加藤ビル 201
連 絡 先	TEL: 03-3921-5061 FAX: 03-3921-5062
管 理 者 名	所長: 萩原和子
サービス種類	訪問看護・予防訪問看護
介護保険指定番号	1362090878号
訪問看護ステーションコード	7395965号
サービス提供地域	練馬区、板橋区、和光市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	8:45 ~ 17:30
土曜日	8:45 ~ 17:30
定休日	日曜・祝日・国民の休日、および12月30日~1月4日

(3) 職員体制 (2023年9月現在)

	資 格	常勤	非常勤	計
管 理 者	看護師	1 名	名	1 名
看 護 師		4 名	2 名	6 名

2 事業の目的・運営方針

(1) 目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供し、居宅においてより自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

訪問看護ステーション こころサポート光が丘(以下「事業所」という)の従業者は、利用者の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活と心身の機能維持および回復を目指して支援します。

また、事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所・関係する区市町村・地域内の医療福祉機関や保健所等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

3 利用料金

基本利用料として、介護保険法又は健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。利用者は訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。なお、支払方法は原則として口座引き落としまたは指定口座へのお振込みとなりますが、場合により現金での支払いも可能とします。

(詳細は別紙料金表のとおり)

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成

を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。 まずはお電話などでお申し込みいただいて後、当事業所職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の5日前までに、なるべく文書にてお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、 終了日の1カ月前までに、文書で通知いたします。
- ③ 自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)
 - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合 ※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 3 カ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 2 週間以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

(5) その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

5 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、事故や体調の急変などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名		
	主治医氏名		
	連絡先		
ご家族	氏 名	(続柄:)
	連絡先		
緊急連絡先	氏 名	(続柄:)
	連絡先		
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準			

6 秘密の保持

事業所の職員は、業務上知りえた利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

7 個人情報の取扱いについて

利用者の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は個人の権利・利益を保護するため、誠実に対応します。(ご家族の個人情報についても同様)。

なお、利用者およびご家族の個人情報を利用する期間は、利用契約期間とします。

また、下記の通り必要がある場合に、最小限の範囲で個人情報を使用します。

- ●サービスの提供
- ●病院・診療所・薬局・介護福祉サービス事業者等との連携や照会への回答
- ●ご家族等への病状説明
- ●医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会への回答
- ●公費負担医療に関する行政機関への請求事務、照会への回答
- ●会計·経理業務
- ●サービスの質の向上・安全確保・医療事故あるいは未然防止等の分析や報告
- ●損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談、または届出等
- ●医療・介護サービスや業務維持・改善のための基礎資料
- ●事業所内の教育・研修
- ●満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
- ●外部監査機関への情報提供
- ●看護学生等の実習・研修への協力(事前に利用者に確認します)
- ●学会や学術誌等での発表・報告(個人を識別されないよう匿名化します)

8 相談・苦情等対応(申立て)窓口

サービスに関する相談や苦情等については、次の窓口で対応させていただきます。

(1) 当事業所 (月~土の9時~17時)

担当者 : 萩原 和子 (所長)

電話番号: 03-3921-5061

- (2) その他の窓口
 - ○介護サービス相談窓口

東京都国保連合会 苦情相談専用窓口 (平日の9時~17時)

電話番号 : 03-6238-0177

○医療、介護サービス相談窓口

【練馬区内】

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員会 事務局 (平日の8時30分~17時15分)

電話番号 : 03-3993-1344

区内の担当地区保健相談所

【他の区市町村】

各区市町村の保健相談所、および地域包括支援センター

	医療法人社団 (介護保険指定	番号 13	加藤ビル 201 ペテーション ここ 62090878 7395965	号)	とが丘
管 理 者:	所長 春	灰原 和子		E	D
訪問看護・介護予防重要事項説明書の対			·		より、
			年	月	日
【利用者】	住 所				
	氏 名			<u>即</u>	
【代理人】	 住 所				
	氏 名				范 柄)
	署名代行理由	:			

【事業者】